

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 23 日 (火) 第 415 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- くろまぐろ(大型魚)の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 2
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 一般競争入札公告 (水産技術開発センター取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第480号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市福山町福山字大平46番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第481号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

霧島市溝辺町有川字山神平2739番1から2739番20まで、2739番28、2739番29、2739番35から2739番40まで、2739番42、2739番44から2739番46まで、字川平2740番1、2740番10、2740番15、2741番3から2741番5まで、2741番10、字堅山3005番、3014番から3016番まで、字野平3079番1から3079番4まで、3084番1から3084番3まで、3084番6から3084番15まで、3084番20から3084番25まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第482号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7	令和5年4月18日から令和8年4月17日まで
救急病院	健翔会病院	鹿児島市東郡元町5番10号	令和5年4月18日から令和8年4月17日まで

鹿児島県告示第483号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-4に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業においてくろまぐろ(大型魚)の採捕をしてはならない期間は、令和5年5月24日から令和6年3月31日までの間とする。

令和5年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第484号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和5年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

3,500トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	1,900トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年5月23日

鹿児島県水産技術開発センター所長 外菌博人

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
漁業情報システム機器（サーバ） 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年11月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年6月16日午後2時
イ 場所 鹿児島県水産技術開発センター1階会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㊦) 交付場所 鹿児島県水産技術開発センター1階事務室
(㊧) 交付期限 令和5年6月9日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県水産技術開発センター庶務部

指宿市岩本字高田上 160 番 10 号 郵便番号 891-0315

電話番号 0993-27-9200

ファックス番号 0993-27-9216

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 45 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	e キャッツアイ 3 H 4 Y Z 3	株式会社平和	3P0098
ぱちんこ遊技機	P 消されたルパン 9 Y U 1 Y	株式会社平和	310022
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ水戸黄門 4 K C 1	京楽産業. 株式会社	3P0312
ぱちんこ遊技機	P 天才バカボン 7 D	株式会社大一商会	310065
ぱちんこ遊技機	P 真・一騎当千～桃園の誓い～ F M-J T	株式会社ディ・ライト	310129
ぱちんこ遊技機	P 七つの美德 V 1 G	株式会社高尾	1P1843
回胴式遊技機	S グランベルム Z X Z	株式会社ゼクロスクリ エイティブ	330077
回胴式遊技機	S 織田信奈の野望 全国版 T A	新日テクノロジー株式 会社	3S0139